

計画主体名	大分県宇佐市		
計画期間	H26～H28	総事業費（交付金）	69,000千円（34,500千円）
実施期間	H26～H28		

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	圃場の高付加価値化によるブランドの確立を行い、将来的には観光農園を通じて、定住の促進及び交流の拡大を目指す計画となっており、法律の目的及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	活性化計画及び事業活用活性化計画は、宇佐市総合計画及び宇佐市農業・農村振興計画との連携、配慮、調和等が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	本事業は、計画段階より農業関係者へ説明をし、合意形成が図るようにしている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	女性を含め、地元住民から広く意見を聞いている。
事業の推進体制は確立されているか	○	大分県農林水産部園芸振興室、大分県北部振興局生産流通部、宇佐市農政課の各代表及び担当者により検討会及び事業推進会議を開催している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	圃場の補完的設備を行い、圃場の生産性を向上させることにより、その波及効果として農業従事者の増加が見込まれ、地域の活性化が図られることから、目標及び事業活用活性化目標との整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	実施期間は事業内容を勘案、または事業実施主体との協議を行い3年、計画期間はその達成を検証するため3年とした。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	事業費に対する交付金額は2分の1となっているため交付限度額の範囲である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	新設の防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	防霜ファンの耐用年数は7年であり、項目に該当する。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領」により費用対効果の検証を実施している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領」第2の3により投資効率1.0とみなした。（産地振興追加補完整備）
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は防霜施設の設置であり、実施要領の運用別表 要件類別12、事業メニュー56の産地振興追加補完整備に該当する。 事業主体は、農家3戸以上で構成される農業生産法人であるため、実施要綱の別表における(4)その他省令で定める事業の事業実施主体に該当する。 よって、事業内容、事業実施主体ともに要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は農家3戸以上で構成される農業生産法人であり、事業内容についても防霜ファンであるため、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	伊藤園との締結による農家の利用状況を踏まえている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	茶園管理者が利用し、利用時期の最盛期は3月～5月の遅霜の発生する時期である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	利用時期など施設の地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討している

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	今後、施設管理等に対し女性の雇用も考えている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	適切な積算基準に基づいて積算されており、また類似事業の実績などから比較して過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	事業実施主体と協議を行いながら、現地形を利用する等、必要最小限の整備計画をしている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既存茶園に対しての設備なので設置目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	既存茶園に対しての設備なので用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-	防霜施設設置を目的とした事業であり、本項目は該当しない。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	年に数回の特別融資制度推進協議会の開催により関係機関による協議がされている。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法により実施する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	特別融資制度推進協議会にて運転資金に関しても検討会を開催している。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	農協、日本政策金融公庫、伊藤園等により資金の収支計画に関しては十分な協議がなされている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	事業実施主体で策定済みであり、適切なものとなっている。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	単独事業のため、本項目は該当しない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。